

監査基準 (主な変更点に下線を引いています)

	現行監査基準	改訂監査基準 (案)
第一 監査の目的	財務諸表の監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。 財務諸表の表示が適正である旨の監査人の意見は、財務諸表には、全体として重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいる。	(同左)
第二 一般基準	1 監査人は、職業的専門家として、その専門能力の向上と実務経験等から得られる知識の蓄積に常に努めなければならない。 2 監査人は、監査を行うに当たって、常に公正不偏の態度を保持し、独立の立場を損なう利害や独立の立場に疑いを招く外観を有してはならない。 3 監査人は、職業的専門家としての正当な注意を払い、懐疑心を保持して監査を行わなければならない。 4 監査人は、財務諸表の利用者に対する不正な報告あるいは資産の流用の隠蔽を目的とした重要な虚偽の表示が、財務諸表	1 (同左) 2 (同左) 3 (同左) 4 (同左)

	に含まれる可能性を考慮しなければならない。また、違法行為が財務諸表に重要な影響を及ぼす場合があることにも留意しなければならない。 5 監査人は、監査計画及びこれに基づき実施した監査の内容並びに判断の過程及び結果を記録し、監査調書として保存しなければならない。 6 監査人は、監査を行うに当たって、指揮命令の系統及び職務の分担を明らかにし、当該監査に従事する補助者に対して適切な指示、指導及び監督を行わなければならない。また、監査人は、自らの組織としても、すべての監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に実施されるために必要な管理の方針と手続を定め、これらに従って監査が実施されていることを確かめなければならない。 7 監査人は、業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。	5 (同左) 6 監査人は、自らの組織として、すべての監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に実施されるために必要な<u>質の管理</u>(以下「品質管理」という。)の方針と手続を定め、これらに従って監査が実施されていることを確かめなければならない。 7 監査人は、監査を行うに当たって、<u>品質管理の方針と手続</u>に従い、指揮命令の系統及び職務の分担を明らかにし、また、当該監査に従事する補助者に対しては適切な指示、指導及び監督を行わなければならない。 8 (同左)
第三 実施基準		
一 基本原則	1 監査人は、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、<u>固有リスクと統制リスクを暫定的に評価して発見リスクの水準を決定</u>するとともに、監査上の重要性を勘案して監査計画を	1 監査人は、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、<u>財務諸表における重要な虚偽表示のリスクを暫定的に評価し、そのリスクに対応した監査手続について</u>、監査上の重要性を勘案して監査計画を

策定し、これに基づき監査を実施しなければならない。 2 監査人は、自己の意見を形成するに足る合理的な基礎を得るために、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性及び表示の妥当性等の監査要点に適合した十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。 3 監査人は、十分かつ適切な監査証拠を入手するに当たって	策定し、これに基づき監査を実施しなければならない。 (説明) 1 財務諸表の項目に関連する重要な虚偽表示のリスクは、「固有リスク」と「統制リスク」の二つからなるが、原則として、固有リスクと統制リスクに分けず、結合して評価する。 2 「固有リスク」とは、関連する内部統制が存在していないとの仮定の上で、重要な財務諸表項目における虚偽表示がなされる可能性をいう。経営環境により影響を受ける種々のリスク、特定の取引記録及び財務諸表項目が本来有するリスクからなる。 3 「統制リスク」とは、財務諸表項目における虚偽表示が、企業の内部統制によって防止又は適時に発見かつ修正されないリスクをいう。 2 監査人は、監査の実施において、内部統制を含む、企業及び企業環境を理解し、これらに内在する事業上のリスクが財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性を考慮しなければならない。 3 監査人は、自己の意見を形成するに足る合理的な基礎を得るために、<u>経営者が提示する財務諸表の記載事項について</u>、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性及び表示の妥当性等の監査要点を設定し、これらに適合した十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。 4 監査人は、十分かつ適切な監査証拠を入手するに当たっては、原
--	--

	は、原則として、<u>試査に基づき、統制リスクを評価するために 行う統制評価手続及び監査要点の直接的な立証のために行う 実証手続を実施しなければならない。</u> <u>4</u> 監査人は、職業的専門家としての懐疑心をもって、不正及び誤謬により財務諸表に重要な虚偽の表示がもたらされる可能性に関して評価を行い、その結果を監査計画に反映し、これに基づき監査を実施しなければならない。 <u>5</u> 監査人は、監査計画の策定及びこれに基づく監査の実施において、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に基づき経営者が財務諸表を作成することが適切であるか否かを検討しなければならない。	原則として、試査に基づき、<u>監査手続</u>を実施しなければならない。 <u>5</u>（同左） <u>6</u>（同左）
二 監査 計画の 策定	1 監査人は、監査を効果的かつ効率的に実施するために、監査リスクと監査上の重要性を勘案して監査計画を策定しなければならない。 2 監査人は、監査計画の策定に当たり、景気の動向、企業が属する産業の状況、企業の事業内容、経営者の経営理念、経営方針、情報技術の利用状況その他企業の経営活動に関わる情報	1（同左） 2 監査人は、監査計画の策定において、景気の動向、企業が属する産業の状況、企業の事業内容及び組織、経営者の経営理念、経営方針、内部統制の整備状況、情報技術の利用状況その他企業の経営活動に関

を入手して、<u>固有リスクと統制リスクを暫定的に評価しなければならない。</u> 3 監査人は、<u>企業の内部統制の状況を把握して統制リスクを暫定的に評価し、財務諸表項目自体が有する固有リスクも勘案した上で、統制評価手続に係る監査計画並びに発見リスクの水準に応じた実証手続に係る監査計画を策定し、実施すべき監査手続、実施の時期及び範囲を決定しなければならない。</u>	わる情報を入手し、<u>企業及び企業環境に内在する事業上のリスクがもたらす財務諸表における重要な虚偽表示のリスクを暫定的に評価しなければならない。</u> 3 監査人は、<u>広く財務諸表全体に関係し特定の項目のみに関連づけられない重要な虚偽表示のリスクがあると判断した場合、そのリスクの程度に応じて、補助者の増員、専門家の配置、監査時間の増加などの全般的な対応を監査計画に反映させなければならない。</u> 4 監査人は、<u>財務諸表の項目に関連して暫定的に評価した重要な虚偽表示のリスクに対応する内部統制の運用状況の評価手続、及び実証手続に係る監査計画を策定し、実施すべき監査手続、実施の時期及び範囲を決定しなければならない。</u> 5 監査人は、<u>財務諸表の項目に関連した重要な虚偽表示のリスクを評価するに当たり、会計上の見積りや収益認識等の判断に関わる事項、不正の疑いのある取引、特異な取引等、監査において特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合、そのリスクに対応する監査手続に係る監査計画を策定しなければならない。</u>
--	--

	<u>4</u> 監査人は、企業が利用する情報技術が監査に及ぼす影響を検討し、その利用状況に適合した監査計画を策定しなければならない。 <u>5</u> 監査人は、監査計画の策定に当たって、財務指標の悪化の傾向、財政破綻の可能性その他継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の有無を確かめなければならない。 <u>6</u> 監査人は、監査計画の前提として把握した事象や状況が変化した場合、あるいは監査の実施過程で新たな事実を発見した場合には、適宜、監査計画を修正しなければならない。	<u>6</u> (同左) <u>7</u> (同左) <u>8</u> (同左)
三 監査の実施	<u>1</u> 監査人は、<u>統制評価手続を実施した結果、暫定的に評価した統制リスクの水準を変更する必要があると判断した場合には、監査計画において策定した実証手続を実施し、統制リスクの水準が暫定的な評価よりも高いと判断した場合には、発見リスクを低くするために、監査計画において策定した実証手続を修正することにより十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。</u> <u>2</u> 監査人は、ある特定の監査要点について、内部統制が存在しないか、あるいは<u>統制リスクが高いと判断した場合には、統</u>	<u>1</u> 監査人は、<u>実施した監査手続及び入手した監査証拠に基づき、暫定的に評価した重要な虚偽表示のリスクの程度を変更する必要があると判断した場合には、当初の監査計画において策定した監査手続を実施することとし、重要な虚偽表示のリスクの程度が暫定的な評価と異なる</u>と判断した場合には、<u>監査計画を修正し、十分かつ適切な監査証拠を入手できるように監査手続を実施しなければならない。</u> <u>2</u> 監査人は、ある特定の監査要点について、内部統制が存在しないか、<u>内部統制に重要な欠陥が存在するか、あるいは有効に運用されて</u>

制評価手続を実施せず、実証手続により十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。 3 監査人は、会計上の見積りの合理性を判断するために、経営者が行った見積りの方法の評価、その見積りと監査人の行った見積りや実績との比較等により、十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。 4 監査人は、監査の実施において不正又は誤謬を発見した場	いない可能性が高いと判断した場合には、<u>内部統制に依拠することなく、実証手続により十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。</u> 3 <u>監査人は、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合、それが財務諸表における重要な虚偽表示をもたらしていないかを確認するための実証手続を実施し、また、必要に応じて内部統制の整備状況を調査し、その運用状況の評価手続を実施しなければならない。</u> 4 <u>監査人は、監査の実施の過程において、広く財務諸表全体に関係し特定の項目のみに関連付けられない重要な虚偽表示のリスクを新たに発見した場合及び当初の監査計画における全般的な対応が不十分であると判断した場合には、当初の監査計画を修正し、全般的な対応を見直して監査を実施しなければならない。</u> 5 (同左) 6 (同左)
---	---

	合には、経営者等に報告して適切な対応を求めるとともに、適宜、監査手続を追加して十分かつ適切な監査証拠を入手し、当該不正等が財務諸表に与える影響を評価しなければならない。 <u>5</u> 監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在すると判断した場合には、当該疑義に関して合理的な期間について経営者が行った評価、当該疑義を解消させるための対応及び経営計画等の合理性を検討しなければならない。 <u>6</u> 監査人は、適正な財務諸表を作成する責任は経営者にあること、財務諸表の作成に関する基本的な事項、経営者が採用した会計方針、経営者は監査の実施に必要な資料を全て提示したこと及び監査人が必要と判断した事項について、経営者から書面をもって確認しなければならない。	<u>7</u> (同左) <u>8</u> (同左)
四 他の監査人等の利用	1 監査人は、他の監査人によって行われた監査の結果を利用する場合には、当該他の監査人によって監査された財務諸表等の重要性及び他の監査人の信頼性の程度を勘案して、他の監査人の実施した監査が適切であるかを評価し、他の監査人の実施した監査の結果を利用する程度及び方法を決定しなければならない。	1 監査人は、他の監査人によって行われた監査の結果を利用する場合には、当該他の監査人によって監査された財務諸表等の重要性、及び他の監査人の品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、他の監査人の実施した監査の結果を利用する程度及び方法を決定しなければならない。

	2 監査人は、専門家の業務を利用する場合には、専門家としての能力及びその業務の客観性を評価し、その業務の結果が監査証拠として十分かつ適切であるかどうかを検討しなければならない。 3 監査人は、企業の内部監査の目的及び手続が監査人の監査の目的に適合するかどうか、内部監査の方法及び結果が信頼できるかどうかを評価した上で、内部監査の結果を利用できると判断した場合には、財務諸表の項目に与える影響等を勘案して、その利用の程度を決定しなければならない。	2 (同左) 3 (同左)
第四 報告基準		
一 基本原則	1 監査人は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて意見を表明しなければならない。 2 監査人は、財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に表示されているかどうかの判断に当たっては、経営者が採用した会計方針が、企業会計の基準に準拠して継続的に適用されているかどうかのみならず、その選	1 (同左) 2 (同左)

	択及び適用方法が会計事象や取引を適切に反映するものであるかどうか並びに財務諸表の表示方法が適切であるかどうかについても評価しなければならない。 3 監査人は、監査意見の表明に当たっては、監査リスクを合理的に低い水準に抑えた上で、自己の意見を形成するに足る合理的な基礎を得なければならない。 4 監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、自己の意見を形成するに足る合理的な基礎を得られないときは、意見を表明してはならない。 5 監査人は、意見の表明に先立ち、自らの意見が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に形成されていることを確かめるため、意見表明に関する審査を受けなければならない。	3 (同左) 4 (同左) 5 監査人は、意見の表明に先立ち、自らの意見が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に形成されていることを確かめるため、意見表明に関する審査を受けなければならない。<u>この審査は、品質管理の方針及び手続に従った適切なものでなければならない。</u>
二 監査 報告書 の記載 区分	1 監査人は、監査報告書において、監査の対象、実施した監査の概要及び財務諸表に対する意見を明瞭かつ簡潔に記載しなければならない。ただし、意見を表明しない場合には、その旨を監査報告書に記載しなければならない。	(同左)

	2 監査人は、財務諸表の表示が適正であると判断し、その判断に関して説明を付す必要がある事項及び財務諸表の記載について強調する必要がある事項を監査報告書において情報として追記する場合には、意見の表明とは明確に区別しなければならない。	
三 無限 定適正 意見の 記載事 項	監査人は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められると判断したときは、その旨の意見（この場合の意見を「無限定適正意見」という。）を表明しなければならない。この場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。 (1)監査の対象 監査対象とした財務諸表の範囲、財務諸表の作成責任は経営者にあること、監査人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにあること (2)実施した監査の概要 一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行ったこと、監査の基準は監査人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること、監査は試査を基礎として行われていること、監査は経営者	(同左)

	が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討していること、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たこと (3)財務諸表に対する意見 経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められること	
四 意見 に関する 除外	1 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあり、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が財務諸表を全体として虚偽の表示に当たるとするほどには重要でないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、財務諸表に対する意見において、除外した不適切な事項及び財務諸表に与えている影響を記載しなければならない。 2 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して著しく不適切なものがあり、財務諸表が全体として虚偽の表示に当たると判断した場合	(同左)

	には、財務諸表が不適正である旨の意見を表明しなければならない。この場合には、財務諸表に対する意見において、財務諸表が不適正である旨及びその理由を記載しなければならない。	
五 監査 範囲の 制約	1 監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が財務諸表に対する意見表明ができないほどには重要でないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、実施した監査の概要において実施できなかった監査手続を記載し、財務諸表に対する意見において当該事実が影響する事項を記載しなければならない。 2 監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかったときには、意見を表明してはならない。この場合には、財務諸表に対する意見を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない。 3 監査人は、他の監査人が実施した監査の重要な事項について、その監査の結果を利用できないと判断したときに、更に当該事項について、重要な監査手続を追加して実施できなかった場合には、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意	(同左)

	見の表明の適否を判断しなければならない。 4 監査人は、将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について、財務諸表に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならない。	
六 継続企業の前提	1 監査人は、継続企業の前提に重要な疑義が認められるときに、その重要な疑義に関わる事項が財務諸表に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明する場合には、当該重要な疑義に関する事項について監査報告書に追記しなければならない。」 2 監査人は、継続企業の前提に重要な疑義が認められるときに、その重要な疑義に関わる事項が財務諸表に適切に記載されていないと判断した場合は、当該不適切な記載についての除外事項を付した限定付適正意見を表明するか、又は、財務諸表が不適正である旨の意見を表明し、その理由を記載しなければならない。 3 監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在している場合において、経営者がその疑義を解消	(同左)

	させるための合理的な経営計画等を提示しないときには、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明の適否を判断しなければならない。 4 監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない場合には、継続企業を前提とした財務諸表については不適正である旨の意見を表明し、その理由を記載しなければならない。	
七 追記 情報	監査人は、次に掲げる事項その他説明又は強調することが適当と判断した事項は、監査報告書に情報として追記するものとする。 (1) 正当な理由による会計方針の変更 (2) 重要な偶発事象 (3) 重要な後発事象 (4) 監査した財務諸表を含む開示書類における当該財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違	(同左)